

目標1 未来を担う人材を育成する

【目標1では、児童は小学生を、生徒は主に中学生を指します】

施策展開の方向1-1 わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる

1 概要

- 「教師は授業で勝負」を基本に、一人一人の子どもの実態をしっかりととらえ、少人数指導や学習形態の工夫等、指導方法の工夫・改善を通して「わかる授業」を実践することにより、子どもに学習意欲と基礎的な知識・技能を身に付けさせていきます。
- また、科学館、図書館、博物館等を活用した学習の積極的な展開や、思考力・判断力・表現力等を一層高めるための授業づくりにより、子どもに好奇心と主体的な学びの力をはぐくむとともに、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する力を身に付けさせます。

2 成果指標

(1)学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の推進

①新学習指導要領²への確実な対応

学習指導要領のねらいの実現のため、教育内容改善のポイントを各学校に周知するとともに、千葉市版年間指導計画を工夫改善し、学習指導要領に適切に対応していきます。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
学習指導要領に基づく「千葉市版年間指導計画の作成」	移行期における指導計画の作成	移行期における指導計画の作成	小学校指導計画の作成	中学校指導計画の作成	作成完了	作成完了	小学校指導計画の改訂	作成完了
主な事業	○「千葉市版年間指導計画」の作成 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを考慮した指導計画を作成し、「確かな学力」の育成を図ります。							

②確かな学力の育成に向けた「わかる授業」の推進

学校二学期制の下、子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせ、学力の向上を図るため、「わかる授業」の推進、確かな学力の育成に向けて、総合的な施策を推進します。

² 平成23年度から小学校、平成24年度から中学校で全面実施された。基本理念は、教育基本法改正などで明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成し、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとされており、国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加させるなどの変更が行われた。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
「学校の勉強が好きだ」と肯定的に回答する児童生徒の割合（上：小学5年生、下：中学2年生）	69% 38%	74% 45%	75% 46%	74% 50%	73% 50%	74% 51%	77% 53%	80% 65%
主な事業	○千葉県学力状況調査及び児童生徒意識調査の実施と活用 千葉県学力状況調査及び児童生徒意識調査を通して、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着状況、学習に対する意識、学習意欲、学習習慣および生活習慣の実態を把握します。また、分析結果をもとに、学習指導上の課題や改善点を明らかにし、「わかる授業」を推進します。 ○学力向上サポーターの配置 児童生徒の学力向上のために、退職教員等を活用し、学力向上サポーターを配置することで、学力向上を図ります。 ○少人数学習指導教員の配置³ 教育活動の支援が必要な学校に対し、少人数学習指導教員を効果的に配置するとともに、より効果的な配置のあり方について検討を進めます。							

③国語力の向上

「読む」「書く」「聞く」「話す」といった言語活動の充実を図り、学びの基礎となる「考える力」や「感じる力」、「想像する力」、「表す力」をより一層伸ばします。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
児童生徒の一人あたり2週間の平均読書冊数（上：小学生、下：中学生）	10 4	13 6	15 6	15 6	15 6	15 6	12 5	15 8
1週間にどのくらい読書をするかに対して「読まない」と回答する児童生徒の割合（上：小学5年生、下：中学2年生）	18% 16%	16% 15%	19% 17%	18% 18%	18% 18%	18% 16%	18% 15%	10% 10%
【参考】ひと月の平均読書冊数は、全国では、小学生が約11冊、中学生が約4冊、千葉市の抽出校では、小学生が18冊、中学生が7冊となっている。ひと月に1冊も本を読まない子どもの割合は、全国では、小学生が3.8%、中学生が15.0%となっている。 (出典：2014年全国学校図書館協議会「第60回読書調査」)								
主な事業	○学校図書館指導員による読書活動の充実推進⁴ 全小・中・特別支援学校に配置された学校図書館指導員が、児童生徒の豊かな読書活動を推進します。児童生徒への適切な図書の紹介や図書館の環境整備、読み聞かせ等の取組を行います。							

³ 少人数学習とは、少人数による学習集団を編成し、個に応じたきめ細かな指導の実現を目指す学習方法。

⁴ 児童生徒の豊かな読書活動の推進や、学校図書館の環境を整備するために、本市独自に、小・中・特別支援学校に配置している指導員。

④理数教育の充実(「理科、算数・数学好き」児童生徒の育成)

児童生徒の科学的な見方や考え方の基礎を養い、科学技術の進歩に対応した理数教育を推進するため、自然事象や科学、算数・数学への興味・関心を高める理数科授業の一層の充実を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
「理科の勉強が好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合(上:小学5年生、下:中学2年生)	87% 64%	87% 65%	89% 64%	88% 71%	88% 67%	88% 70%	90% 69%	90% 70%
「算数・数学の勉強が好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合(上:小学5年生、下:中学2年生)	71% 53%	70% 56%	76% 56%	67% 56%	66% 57%	66% 59%	68% 63%	78% 60%
【参考】全国で、算数の勉強が好きと答える小学生は66%、数学の勉強が好きと答える中学生は57%(平成26年度全国学力・学習状況調査より)								
科学館を授業の一環で利用する市内小学校の割合	88%	90%	83%	86%	91%	97%	97%	100%
主な事業	○理科支援員及び理科教育サポーターの配置 小学校5・6年生の理科学習における観察・実験活動等を充実するため、理科支援員(～H24)、及び平成25年度から小・中学校に理科教育サポーターを配置しました。教員経験者等の理科支援員・理科教育サポーターが、観察・実験の準備、授業の支援のほか、学習環境の整備や教材開発等の支援を行いました。 ○科学館を活用した授業の展開 展示やプラネタリウムを利用した学習、実験室を活用した学習等、学校では体験できない機会を提供します。							

(2)学びを深め、広げる教育の推進

①児童生徒による学習成果発表の充実

児童生徒による日常学習成果の発表を通して、制作意欲の向上を図るとともに、進んで自己表現する力をはぐくみ、伸ばします。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
「絵をかく会」「総合展」への参加校	全小・中・特別支援学校による参加	継続	継続	継続	継続	継続	継続	全小・中・特別支援学校による参加

主な事業	○絵をかく会の開催 絵画の制作を通して、主体的に自己の表現力を高めるとともに、お互いの作品の良さを認め、共感し合える児童生徒の育成を推進します。 ○総合展の開催 各教科等（科学、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、書写、特別支援教育）における日常の学習成果の発表を通して、学習への興味・関心と技能をより一層高めます。
------	---

②情報教育の充実・推進

情報教育機器等の活用を通して、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
情報教育支援員の配置数	—	4	4	3	3	3	3	3
各学校の学校 C I O 育成率	—	—	17%	25%	50%	75%	100%	100%
学習コンテンツを利用する学校の割合	35%	50%	65%	75%	98%	100%	100%	100%
千葉県独自の情報モラル教育カリキュラムを実践した学校の割合 ⁵	—	—	—	—	—	—	—	100%
主な事業	○学校 C I O の育成 教育の情報化を進めるための統括責任者としての学校 C I O を、各学校に育成するための研修を進めます。 ○学習コンテンツの開発と活用 学校の情報化を推進するため、地域の特性を生かした各教科等の学習コンテンツについて、新学習指導要領に合わせた見直しを行い、学校での利用を進めます。 ○情報モラル教育の推進 情報モラル教育カリキュラム（カリキュラム・情報モラルコンテンツ・指導教材・実践事例）を作成し、すべての小・中学校において、インターネットや携帯電話による人権の侵害に関する指導等を実施するとともに、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。 【参考】情報モラル教育については、すべての学校で実施している。本市の情報モラル教育の実施率は、平成 26 年度は 100% となっている。							

③科学館・図書館・博物館等の活用

学びへの動機付けと幅広い知識の取得に向け、科学館や図書館、博物館、美術館、埋蔵文化財調査センター等を活用した、さまざまな授業展開を進めます。

⁵ 情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で身に付けておくべき考え方や態度、およびネットワーク上で生じるさまざまな危険に的確に対処できる判断力などを養う教育。本市の情報モラル教育の実施率は 100% であり、市独自の情報モラル教育カリキュラムは開発改訂中のため「—」とした。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
科学館を授業の一環で利用する市内小学校の割合	88%	90%	83%	86%	91%	97%	97%	100%
主な事業	○科学館を活用した授業の展開 展示やプラネタリウムを利用した学習、実験室を活用した学習等、学校では体験することができない機会を提供します。							

④学校図書館機能の整備・充実

学校図書館における図書検索システムや図書館図書閲覧システムの整備・充実等により、調べ学習や読書活動のさらなる充実を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
団体貸出用資料の貸出冊数(学校専用貸出及び団体貸出の計)	16,000	19,606	20,731	23,094	23,389 小 12,824 中 1,612	24,016 小 13,387 中 2,285	23,674 小 13,139 中 896	24,000
主な事業	○図書館図書の団体貸出の推進 学校での調べ学習や朝読書等に必要な資料を収集し、提供するとともに、授業で活用できる「セット貸出資料」を整備します。また、レファレンスサービスの充実に努めます。							

施策展開の方向1ー2 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ

1 概要

- 道徳教育等を通して社会性や豊かな人間性を育てる教育に力を入れていくことにより、子どもに社会の形成者としての自覚と責任感を持って行動する力を身に付けさせていきます。また、地域等との連携を図りつつ、さまざまな体験活動等を通し、自然や生命の大切さを学び取れるようにするとともに、人を思いやる心や人とのかかわる力をはぐくんでいきます。
- キャリア教育の充実により将来の生き方を考える力を身に付けさせるとともに、読書活動のさらなる充実を通して豊かな心をはぐくんでいきます。

2 成果指標

(1)命を大切にする心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進

①各種体験学習の推進

農林漁業やボランティア活動等、各種体験活動を通じて、自主性を養うとともに、人や自然とかかわることにより、社会性や思いやりを持てる子どもたちを育成します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
「係活動等責任を持って行っている」と回答する児童生徒の割合 (上:小学5年生 下:中学2年生)	85% 83%	87% 85%	88% 85%	86% 90%	88% 90%	89% 92%	91% 93%	88% 90%
職場体験学習を実施する中学校の割合	100%	100%	100%	100%	98%	100%	100%	100%
職場体験学習を3日以上実施する中学校の割合	75%	83%	79%	81%	79%	75%	80%	95%
主な事業	○移動教室・農山村留学・自然教室の実施 小学5年生を対象に、千葉市少年自然の家で移動教室、6年生を対象に、長野県または茨城県、県内で農山村留学、中学2年生を対象に高原千葉村で自然教室を実施し、自然との触れ合い、農林漁業等の体験活動や、多くの人たちとの交流等を通して、自主性・社会性を養います。 ○小・中学校におけるキャリア教育の推進 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、必要な意欲・態度や能力を育てる教育活動を推進します。また、自己の進路を主体的に考え、適切な進路選択ができるよう、職場体験等、将来の生き方を考えるキャリア教育を実施し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを推進します。							

②道徳教育の充実

人とかかわりや社会体験等、さまざまな体験活動を通して、道徳的な心情や判断力、実践する態度など、道徳的実践力を育て、人間尊重の精神をはぐくみます。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
「人の役に立つ人間になりたいと思う。」と回答する生徒の割合	—	—	—	未実施 ⁶	92.9%	93.2%	93.4%	95%
千葉市独自の情報モラル教育カリキュラムを実践した学校の割合 ⁷	—	—	—	—	—	—	—	100%

⁶ 平成23年度は、東日本大震災のため、全国学力・学習状況調査とともに実施される質問紙調査が実施されなかった。

⁷ 本市の情報モラル教育の実施率は100%であり、市独自の情報モラル教育カリキュラムは開発改訂中であるため「—」とした。

主な事業	○人権教育の推進 自他の人権を尊重し、思いやりの心を持って公正・公平にふるまい、差別のない望ましい人間関係をはぐくむ児童生徒を育成するため、人権教育担当者研究協議会や管理職特別研修会を通して、学校教育における人権教育の充実を図ります。 【参考】役に立つ人間になりたいと回答する中学生の割合は、平成 26 年度の全国平均が 94.0%でした。小学生の割合は全国平均が 94.0%に対して、千葉市は 92.7%でした。（全国学力・学習状況調査） ○道徳教育用教材の作成 本市独自の道徳教育用教材の作成に取り組んでいます。 【参考】情報モラル教育については、すべての学校で実施している。本市の情報モラル教育の実施率は、平成 26 年度は 100%となっています。
------	--

③いじめ等問題行動への対応

不登校やいじめ等の悩み・不安に対して教育相談を実施することにより、その解消を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合（上：小学生、下：中学生）	0.22% 2.73%	0.21% 2.70%	0.28% 2.79%	0.31% 2.56%	0.34% 2.49%	0.47% 2.28%	8 月に 公表予 定	0.20% 2.50%
【参考】全国（国公私含め）では、小学校で 0.36%、中学校で 2.69%（出典：文部科学省「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）								
教育センターでのグループカウンセリング活動に参加した児童生徒のうち、学校復帰に向けた改善が図られ、教育相談指導教室に入級できた児童生徒の割合	39%	38%	44%	55%	48%	58%	51%	50%
相談対応件数（スクールカウンセラー ⁸ ）	18,373	18,834	20,876	19,915	21,083	19,685	20,665	18,500
いじめの解消率（上：小学校、下：中学校）	78% 77%	91% 88%	76.2% 69.2%	76.6% 80.7%	85.1% 87.1%	83.3% 70.1%	8 月に 公表	95% (22 年度目標)
【参考】いじめの解消率は、全国の公立小学校で 90.2%、公立中学校で 84.5%。（出典：文部科学省「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）								
主な事業	○不登校やいじめに関する教育相談の実施 不登校やいじめ等教育全般にわたる悩みを持つ児童生徒や保護者、教職員等の相談に応じます。 ・教育相談ダイヤル 24							

⁸ 児童生徒のもつさまざまな悩みの解消に向けて、学校内の相談室を中心に相談活動および保護者や教職員に対する助言などを行う、臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する臨床心理士など。

	・教育センターの電話相談、来所相談（個別相談・医療相談・グループ活動）、家庭訪問相談 また、各相談機関との連携を図り、相談活動の一元化については、各課等で専門性を生かして取り組んでいきます。 ○ネット上のいじめへの対応 情報モラル教育を推進するとともに、教職員を対象としたインターネット等の利用に関する研修の充実を図ります。また、インターネット社会における危機管理意識や子どもの携帯電話の取り扱いなどについて、保護者への啓発を図るとともに、関係機関等との連携を強化していきます。 ○生徒指導特別対策委員会、生徒指導調査研究委員会の設置 不登校やいじめ等の問題行動について、健全育成課や青少年サポートセンター等関係機関との連携を図り、学校への支援を強化しています。また、各調査研究に基づき、実践事例の活用についてまとめています。 ○「知っていますか？ネットトラブル対応方法」を作成 報告書は、ネットトラブルの未然防止、対応方法、事例集から構成されています。
--	---

(2)夢や希望をはぐくむ教育の推進

①将来の生き方を学ぶキャリア教育の推進⁹

一人一人の子どもたちの個性の伸長を図りながら、社会的資質や態度を形成し、主体的に将来の生き方を考えることができる力をはぐくみます。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
職場体験学習を実施する中学校の割合	100%	100%	100%	100%	98%	100%	100%	100%
職場体験学習を3日以上実施する中学校の割合 ¹⁰	75%	83%	79%	81%	79%	75%	80%	95%
【参考】全国の公立中学校で、職場体験学習を実施している率は、98.6%。全学校で実施している政令市は、千葉市を含め、札幌、川崎、静岡、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の10都市。（出典：国立教育政策研究所「平成25年度職場体験・インターンシップ実施状況調査」）								
主な事業	○小・中学校におけるキャリア教育の推進 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、必要な意欲・態度や能力を育てる教育活動を推進します。また、自己の進路を主体的に考え、適切な進路選択ができるよう、職場体験等、将来の生き方を考えるキャリア教育を実施し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを推進します。							

②郷土の歴史と文化等を学ぶ機会の充実

郷土の歴史や文化についての理解を通し、千葉市民としての誇りや自信、郷土への愛着心をはぐくみます。

⁹ 「キャリア」という用語は、生涯にわたる経歴、専門的技能を要する職業についているなど、その解釈・意味付けは多様だが、「キャリア教育」という場合には、「生き方そのもの」という意味で使われる。「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいう。

¹⁰ 生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
埋蔵文化財調査センターの出前授業を利用する児童・生徒数（延べ数）、小中別の学校数、小中別の割合	2,040 小 20 中 0 小 16.5% 中 0%	3,039 小 23 中 1 小 19.0% 中 1.8%	4,322 小 28 中 1 小 23.1% 中 1.8%	6,240 小 31 中 0 小 26.3% 中 0%	6,650 小 31 中 1 小 26.3% 中 1.8%	5,232 小 31 中 0 小 27.4% 0%	6,111 小 30 中 1 小 26.3% 中 1.8%	7,400 小 31 中 2 小 27.2% 中 3.6%
主な事業	○地域教材の作成と活用 児童生徒が、身近な地域である郷土千葉市の地域学習に主体的に取り組むことができるよう、社会科の補助教材を作成します。 ・小学校補助教材「わたしたちの千葉市」の作成 ・小学校社会科指導資料集の作成 ・中学校補助教材「伸びゆく千葉市」の作成 ○ふれあいパスポートの発行配布 市内に在住・在学する全小・中学生に「ふれあいパスポート」を配布し、市内の社会教育施設やスポーツ施設等を無料または割引価格で利用できるようにし、子どもたちの学校外活動と夢づくりを支援します。施設の利用日については、現在土曜日を基本としていますが、今後拡充に努めます。 ○文化財を活用した普及活動の充実 学校、公民館及び放課後子ども教室等を対象とした出前授業で勾玉づくり、古代組紐作り、火起こし、地域の歴史や遺跡についての講座等を実施し、児童・生徒から地域の歴史や古代の知恵などへの興味を引き出すことに努めます。							

③国際人を育てる国際理解教育の推進

外国語指導助手等による英語活動・語学指導を充実させ、国際化の進展に応じた国際理解教育を推進するとともに、コミュニケーションを図る能力や態度の育成に努めます。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
「英語の勉強が好き」と肯定的に回答する生徒の割合（中学2年生）	61%	61%	66%	61%	68%	69%	68%	70%
「英語活動が楽しい」と肯定的に回答する児童の割合（小学5年生）	85%	90%	93%	96%	97%	90%	92%	98%
主な事業	○小学校英語活動の推進 外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な外国語活動を通して、児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進、コミュニケーション能力の育成を目指します。 ○外国人講師の配置 全中学校・高等学校に外国人講師を配置し、英語のコミュニケーション能力の向上を目指します。							

④国際交流の推進

海外の学校や市内のインターナショナルスクール¹¹との交流活動を行うことで、異文化理解を深めます。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
海外の学校との 交流活動を実施 している学校数	17	18	20	20	23	23	28	30
主な事業	○姉妹友好都市との交流 海外の同等校と姉妹校・交流校提携を結び、相手校と児童生徒の作品や手紙・電子メールなどの交換を行うことで、相互の異文化理解を深めます。 【参考】平成 26 年度の内訳は小学校 25 校、中学校 3 校であった。							

(3)豊かな情操をはぐくむ教育の推進

①読書活動の充実と読書習慣の定着

学校図書館指導員による個に応じた適切な図書のアドバイス等を通して、読書を楽しむ習慣の形成を図るとともに、読書活動のための図書館環境を充実させ、生きる力につながる豊かな心の育成を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
児童生徒の一人あたり2週間の平均読書冊数(上:小学生、下:中学生)	10 4	13 6	15 6	15 6	15 6	15 6	12 5	15 8
1週間にどのくらい読書をするかに対して「読まない」と回答する児童生徒の割合(上:小学5年生、下:中学2年生)	18% 16%	16% 15%	19% 17%	18% 18%	18% 18%	18% 16%	18% 15%	10% 10%
【参考】ひと月の平均読書冊数は、全国では、小学生が約 11 冊、中学生が約 4 冊、千葉市の抽出校では、小学生が 18 冊、中学生が 7 冊となっている。ひと月に 1 冊も本を読まない子どもの割合は、全国では、小学生が 3.8%、中学生が 15.0%となっている。 (出典:2014 年全国学校図書館協議会「第 60 回読書調査」)								
主な事業	○朝読書の推進 豊かな心の育成及び読書の習慣化を図るために、朝読書を推進します。							

②図書館との連携推進

図書館と連携し、調べ学習や読書活動の充実を図ります。

¹¹ 多様な国籍、民族の学生・学習者のための教育機関。狭義では、特定の国に依存しない教育課程を用い、初等教育や中等教育を行う教育機関のみを指すこともある。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
団体貸出用資料の貸出冊数 (学校専用貸出及び団体貸出の計)	16,000	19,606	20,731	23,094	23,389 小 12,824 中 1,612	24,016 小 13,387 中 2,285	23,674 小 13,139 中 896	24,000
子ども読書まっりの参加人数	3,800	4,445	6,841	8,399	9,954	8,430	9,372	11,000
主な事業	○図書館図書の団体貸出の推進 学校での調べ学習や朝読書等に必要な資料を収集し、提供するとともに、授業で活用できる「セット貸出資料」を整備します。また、レファレンスサービスの充実に努めます。 ○子ども読書まっりの実施 学校や地域との協働により、子どもたちの本や読書に対する興味・関心を高めることができるように、アトリウムおはなし会や外国語おはなし会等、様々なイベントを実施します。							

③芸術文化等に親しむ活動の充実

優れた音楽や舞台芸術の鑑賞等を通して、子どもたちの豊かな感性と創造性をはぐくみます。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
オーケストラコンサート参加人数	4,231	3,600	4,000	4,300	4,600	4,600	4,750	4,900
主な事業	○未来への夢を育む音楽芸術体験教室、オーケストラコンサートの開催 小・中学生を対象に「未来への夢を育む音楽芸術体験教室」、「小・中学生のためのオーケストラコンサート」を実施し、多くの児童生徒が芸術文化を鑑賞したり、体験したりすることにより、児童生徒の情操の涵養を図るとともに、音楽文化の振興と児童生徒の健全育成を推進します。							

施策展開の方向1－3 体力を高め、健康な体をはぐくむ

1 概要

- 運動の特性に触れる楽しさや喜びを十分味わうことのできる教育を充実させることにより、運動への意欲を一層高め、体力を高めていきます。また、家庭との連携を基に健康教育や食育などを通して、健康の保持増進に主体的に取り組む姿勢をはぐくんでいきます。

2 成果指標

(1) 体力向上の推進

① 体力づくりの推進

子どもたちの体力・運動能力の実態を踏まえ、運動の楽しさを味わうことのできる授業や運動部活動を展開し、子どもたちの主体的な基礎体力づくりを支援します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
県運動能力証の 合格率（上：小 学生、下：中学 生）	25.2% 24.1%	24.5% 23.2%	25.9% 24.1%	25.4% 23.6%	26.1% 26.1%	26.2% 25.9%	26.9% 26.3%	27.5% 27.0%
新体力テストに おいて、各学 年・種目で全国 平均を上回る割 合	95.8%	96.5%	93.1%	90.3%	90.3%	97.2%	94.4%	100%
主な事業	○新体力テスト¹²、県運動能力証¹³、市運動能力検定¹⁴の実施 新体力テスト、県運動能力証、市運動能力検定（小学校のみ）により、体力づくり活動の状況を把握し、国や県との比較、年次推移等から考察し、本市の取組みの成果や課題を体育・保健体育指導の充実等に生かします。 【参考】県運動能力証の合格率は、平成 26 年度、千葉県では小学生が 29.7%、中学生が 25.1%となっています。 ○中学校運動部活動指導者の派遣 中学校の運動部活動において、専門的な指導を十分に受けることができるように、学校で必要とする民間指導者を派遣します。 ○運動部活動指導の工夫・改善支援 運動部活動では、地域の人材の活用を通して、子どもたちにより高い技術指導を受けさせることにより、スポーツに親しませ、体力の向上を図ります。							

(2) 健やかな体の育成

① 健康教育の推進

子どもたちの健康増進を図るため、子どもたちが健康の大切さを認識し、自ら健康な身体づくりに取り組めるよう、健康教育を推進します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
12 歳(中学 1 年生)の DMF 指数 (永久歯の 1 人あたりの平均むし歯指数)	1.29	1.13	1.12	1.19	1.12	0.97	0.74	1.00

¹² 児童期から高齢期における国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため実施している 8 種目の体力・運動能力調査。

¹³ 千葉県が小学校 5・6 年生児童および中学、高校の全生徒を対象に 8 種目の運動検定を実施し、各記録が一定の水準に達する者に対して交付する合格証。

¹⁴ 小学校 5・6 年生の児童を対象に、5 つの運動種目について、千葉市独自の達成基準を設け、達成状況により A 級、B 級、C 級の合格証を交付する検定。

【参考】永久歯1人あたりの平均むし歯（う歯）数は、平成26年度で千葉県では1.03（中1）、全国では1.00（中1）となっている。

主な事業	○歯と口の健康づくりの推進 歯科衛生士による各学校巡回の口腔衛生指導、歯科医師会による歯と口の健康づくり啓発、学校歯科保健活動推進校の表彰や図画・ポスター標語の募集等を通じて、子どもたちが自分の口腔内に興味を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎を作ります。
------	---

②食育の推進¹⁵

子どもたちが日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を営むことができるよう、食に関する指導を推進します。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合	88%	90%	89%	90.5%	90.5%	90.2%	90.2%	92.0%
【参 考】 ○平成26年度は、小学校91.7%、中学校86.8%であった。 ○全国では、小学生88.1%、中学生83.9%が朝食を毎日食べている。（平成26年度全国学力・学習状況調査） ○千葉市の学校給食実施率（平成25年度学校給食実施状況等調査） 小学校 100%（全国平均 99.2%） 中学校 100%（全国平均 86.9%）								
主な事業	○子どもの健康をはぐくむ食育の推進 家庭・地域への啓発、食育啓発資料の作成など、学校・家庭・地域が連携しつつ、子どもたちに望ましい食習慣等を身に付けさせる食育を推進します。							

施策展開の方向1－4 家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす

1 概要

- 地域や学校、行政によるさまざまな働きかけを通して、家庭において、親子のふれあいを大切にしながら、子どもに自立の基礎となる基本的な生活習慣を身に付けさせるようにします。
- 社会生活や集団生活を営む上で必要なルールやマナーの定着は、学校教育のみならず家庭や地域における取り組みによるところが大きいことから、子どもへの声かけやあいさつ、親子交流活動等を推進することにより、学校と家庭、地域が一体となって、子どもに規範意識や社会性をはぐくんでいけるようにします。
- 地域人材などを活用した学校支援など、地域ぐるみの教育を一層推進していきます。

¹⁵ 食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われる教育。

2 成果指標

(1)家庭の役割と機能を再確認するための方策推進

①家庭への支援

家庭の教育力の向上に向け、家庭における子育てについてのさまざまな悩みや相談への対応を行います。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
子育てサロンが行う子育て相談への参加者数(延べ数)	2,298	2,086	2,198	2,147	2,615	2,363	2,088	3,200
主な事業	○家庭教育の支援 子育て中の保護者の仲間づくりや子育てに関する悩みの相談に応じるため、「子育てサロン」を開催し家庭教育の支援を行います。							

(2)地域の教育力を活用した家庭・学校への支援の充実

①放課後等の子どもの居場所づくり

小学校の施設などを活用し、放課後等に子どもたちにさまざまな体験活動などの機会を提供します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
放課後子ども教室の年間延べ参加児童数	135,705	103,254	107,795	101,731	103,419	92,474	92,358	174,000
地域の大人に挨拶をしたり、話すようになったりした参加児童の割合	38.6%	58.1%	59.3%	58.9%	56.7%	61.5%	62.8%	60%
異なる学年の児童と遊ぶようになった参加児童の割合	39.5%	31.2%	40.2%	39.9%	35.6%	34.2%	44.6%	45%
公民館の小・中学生の学習者数(延べ数)	41,854	37,717	24,700	22,447	32,117	30,782	28,899	48,000
主な事業	○放課後子ども教室の推進 小学校などの施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動などを実施する「放課後子ども教室」を全小学校で推進します。 ○公民館での子どもたちの学習や活動の場の確保 公民館を活用し、公民館主催講座のほか、地域やクラブ・サークル等の協力を得て、週末及び学校休業日等の子どもたち（小・中学生）に学習や活動の場を提供するなど、子どもの居場所づくりに努めます。							

②地域人材を活用した学校支援

学校外の社会人の指導力を学校教育の場に積極的に活用し、授業や部活動等において専門的な指導を充実させ、学校教育の活性化を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
学校・家庭・地域連携によるまちづくり推進事業への参加者数(延べ数)	61,733	62,800	68,554	71,570	98,392	95,120	92,679	100,000
主な事業	○学校・家庭・地域連携によるまちづくりの推進 学校・家庭・地域の連携により、各地域の特色ある地域活動を推進し、子どもたちの地域に対する愛情や誇りをはぐくみます。 【参考】平成 26 年度の内訳は、小学生 57,924 人、中学生 23,673 人、その他 11,082 人。							

③子どもの安全を見守る活動の推進

地域との連携・協力のもと、学校セーフティウォッチャー¹⁶による子どもたちの登下校の見守り活動やスクールガード・アドバイザーの巡回指導を行うなど、地域ぐるみの学校安全体制の整備推進を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
学校セーフティウォッチャーの登録者数	16,000	18,500	20,600	23,100	23,734	25,271	26,855	25,200
セーフティウォッチャーが活動している小学校の数	全 校 で 実施	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続	全 校 で 実施
主な事業	○学校セーフティウォッチャーの推進 学校セーフティウォッチャーによる登下校の安全の見守りや講習会の実施、スクールガード・アドバイザーによる巡回指導を実施します。							

施策展開の方向1ー5 子どもの学びを支える教育環境を整える

1 概要

- 学校適正配置の推進や施設設備の整備などにより、子どもが、安全な環境のなかで安心して学べる教育環境を整えていきます。また、幼保小連携教育や小中一貫教育をはじめ

¹⁶ 児童生徒の登下校の安全を強化するために、登下校の時間帯に見守り活動を行っていただく安全ボランティア。申し込みは、近隣の学校で、随時受け付けている。

めとする学校間や学校種（例：幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校）間の連携による教育の充実等、学びや自立の基礎を確立するとともに、魅力ある学校づくりに向けた取り組みを推進していきます。

2 成果指標

(1) 学校施設等の整備・充実

① 学校施設・設備等の整備

校舎の耐震補強や改築、情報教育機器の整備等を計画的に推進し、子どもたちが安心して学び、充実した活動ができるよう教育環境の整備を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
学校施設の耐震化の割合（耐震化率）	60%	64%	70%	74%	83%	91%	99%	26 年度に 100%
平成 26 年度から繰越して実施中の屋内運動場耐震補強 1 校が完成して、学校施設の耐震化が完了する。								
普通教室 2 台、特別教室 6 台の配備に向けた LAN 用コンピュータの整備状況	11%	36%	50%	48%	51%	51%	52%	100%
主な事業	○校舎・屋内運動場等の耐震補強 耐震性が不足している校舎・屋内運動場の耐震補強を行い、学校施設の耐震化を図ります ○校内 LAN の整備・充実 すべての学校の普通教室・特別教室において情報機器を活用した学習が行えるよう校内 LAN の整備を進めます。							

② 学校の安全対策の充実

子どもたちが安全に教育活動を行える環境整備を進めるとともに、防犯教育や避難訓練の実施など、安全対策の強化を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
不審者侵入に対する防犯訓練を実施する学校	全市立学校で実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
主な事業	○防犯設備の整備 各学校に配備している、さす股やネットランチャー等の防犯用具を補充するとともに、防犯カメラの設置については、その効果を十分に検証し、今後の拡充について検討します。							

	○防犯等安全対策の推進 学校における不審者対策については、学校に対してマニュアルを配布しています。また、学校では、常日頃から訓練を行い、児童生徒の安全を確保することに努めているところです。なお、市内の小中学校すべてで、マニュアルに沿った取り組みが行われています。 さらに、各学校で実施する防犯教育や不審者侵入を想定した避難訓練をはじめ、緊急時の保護者等への連絡体制の整備がより充実するよう情報や資料の提供に努めるとともに、学校や関係課、関係機関と連携して通学路の整備を進めるなど、安全対策を強化します。
--	---

(2)教育環境の改善と特色ある学校づくりの推進

①学校適正配置の推進

学校規模の大小による教育環境の不均衡を是正するとともに、小規模校化や大規模校化によって生じる教育上・学校運営上の諸問題を解消することにより、子どもたちの教育環境の公平性を確保し、よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
学校適正規模校の割合（上：小学校、下：中学校）	52% 50%	51% 46%	54% 48%	56% 50%	56% 53%	59% 51%	63% 57%	63% 55%
主な事業	○小規模校化への対応 各学校の立地形態の区分ごとに、統合等により適正配置を推進します。また、統合校については、通学路の安全確保、学校施設の整備、教員等の加配などにより、教育環境の充実を図ります。 ○大規模校化への対応 隣接する学校との通学区域の調整等により、適正配置を推進します。							

②地域特性を生かした特色ある学校づくりの推進

地域の状況に応じた総合的な学習の時間や体験的な学習等、各学校の創意工夫を活かした特色ある教育活動を推進します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
特色ある学校づくりを展開する学校	全市立 学校で 実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	全市立 学校で 実施
主な事業	○特色ある学校づくり予算の充実 各学校の自主性・自律性を確立するため、学校の裁量で執行可能な予算を措置することにより、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を支援します。							

(3)学びの連続性を重視した教育の推進

①学校間・学校種間連携の推進

教員の交流を活かした児童生徒の指導など、学校間の連携強化を推進します。また、幼稚園・保育所（園）と小学校間、小学校と中学校間等、校種間における教育課程の効果的な接続などについて推進し、幼少期からの学びの連続性の充実を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
小中一貫教育の 推進	—	—	—	小中一 貫教育 カリキ ュラム に着手 5 教科	小中一 貫教育 カリキ ュラム の策定 5 教科	小中一 貫教育 カリキ ュラム の試行 5 教科	小中一貫 教育カリ キュラム の試行 5 教科	小中一 貫教育 カリキ ュラム の修・改 善 5 教科
主な事業	○小中連携教育の推進 小・中学校の接続に配慮した教育の推進について研究します。 ○小中一貫教育の推進 小中学校の学びの連続性を重視した教科カリキュラムを策定し、小中一貫教育の推進を図ります。							

施策展開の方向1－6 意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、
教職員が職務に専念できる体制を整備する

1 概要

- 意欲ある教職員を育て、確保するとともに、ライフステージに応じた研修のさらなる充実等を図ることにより、教職員が、教育への使命感と熱意を持って子どもの指導を行い、授業力や指導力など、教職員としての資質を一層高められるようにします。
- 子どもや保護者との相互の信頼関係の下に、よりよい教育が実現できるよう、教職員への支援に向けた体制整備を推進することにより、教職員が一人一人の子どもとじっくりと向き合えるような環境づくりを進めていきます。

2 成果指標

(1)信頼される教職員の確保

①優れた教職員の採用・登用

使命感を持ち、熱意と愛情にあふれ、子どもたちや保護者等から信頼される優れた教職員を採用・登用します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
教員採用選考において、インターンシップ研修生が本市を受験する率	77%	81%	81%	85%	95%	93%	92%	95%
免許外教科担任の許可申請件数	50	44	50	59	57	45	47	53※

※学習指導要領の完全実施により、教科によっては指導時数の増減があり、免許外申請件数が増加することが予想されたが、件数を減少させることができた。引き続き、免許外教科担任を減少させるよう努力する。

【参考】免許外教科担任の千葉県全体の許可申請件数は平成 24 年度が 277 件（千葉市の割合 20.6%）、平成 25 年度が 252 件（千葉市の割合 17.9%）、平成 26 年度が 345 件（千葉市の割合 13.6%）であった。

主な事業	○ちば！教職たまごプロジェクト～教職インターンシップ～¹⁷ 本市教員を希望する大学生等を対象に、小学校・中学校・特別支援学校での実践研修の機会を提供し、教員としての資質能力を高めることにより、優秀な教員の確保を図ります。 ○中学校教科担任教員の確保 中学校における免許外教科担任の解消を図るため、非常勤講師を配置します。
------	---

（2）教職員の資質・指導力の向上

①教職員の資質・指導力の向上に向けた各種研修の充実

職務遂行に必要な研修や教職員のキャリアに応じた研修を計画的に実施し、教職員の資質や指導力の向上を図り、優れた教育実践の普及を目指します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
基本研修受講者の満足度	80%	90%	90%	91%	90%	91%	96%	90%
全教職員に対する専門研修受講者の割合	94%	96%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
現場研究員、長期研修生、海外派遣研修の研究・研修成果の発表	全研修員による発表	継続	継続	継続	継続	継続	継続	全研修員による発表
主な事業	○現場研究員による研究 勤務校における実践的な研究を通して、各教科およびその他の教育活動に関する専門的資質を向上させ、本市学校教育の課題解明を図ります。 ○長期研修の実施 長期の研修の機会を設け、教育専門職としての資質力量を高め、本市教育の充実発展に寄与する人材を育成します。 ○海外派遣研修の実施 教員等に諸外国の教育などの実情を視察させ、国際的な視野に立った識見を高め、本市教育の充実発展に寄与する人材を育成します。							

②教育研究の奨励

本市の教育活動をより充実させ、各学校の教育力を高めるため、研究学校を指定して教育課題の解明に向けた研究を行うとともに、意欲あふれる教職員を称揚し、優れた教育実践の蓄積とその成果の普及を図ります。

¹⁷ 千葉県内の公立小学校教員を希望する大学生、短期大学生および大学院生を対象に、学校での実践研修を体験する機会を提供し、教職への理解を深めるとともに教員としての資質能力を高めることを目的として実施する制度。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
研究指定校の報告会参加人数	1, 264	1, 650	1, 700	1, 670	920	1, 773	695	1, 700
教職員教育研究発表会の応募教科・領域等の割合	54%	65%	65%	75%	77%	75%	79%	80%
出前講座等により研究成果を校内研究で取り上げる学校の割合	16%	28%	36%	39%	41%	41%	41%	42%
教育研究奨励賞受賞者累計数	994	1, 019	1, 044	1, 069	1, 094	1, 119	1, 144	1, 169
主な事業	○教育研究奨励賞による顕彰 各教科等における研究実践活動が特に顕著な教職員を表彰し、全教職員の研究奨励を図ります。 ○教職員教育研究発表会の実施 教育活動に関する個人またはグループでの研究や実践を対象として発表の場と機会を設け、努力を称揚するとともに、その成果を広めて各学校の教育活動に役立てます。							

③教職員のモラル向上

本市教職員一人一人が自分の立場と職責を自覚し、服務規律を遵守するよう促します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
学校管理訪問の年間実施校の割合 ¹⁸	全市立学校の3分の1	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
主な事業	○教職員服務規律の確保 学校の職場内研修をはじめ、初任者研修等の悉皆研修等で啓発を図るとともに、管理職研修や学校管理訪問を通じて、教職員に対する服務規律についての指導を行います。							

(3)教職員への支援体制の充実

①外部人材等を活用した教職員支援システムの整備

学校現場において教員が充実した学校教育活動を行うため、また、子どもと向き合う時間を拡充するための具体的施策を推進します。

¹⁸ 各学校の教職員の実状を把握するとともに、学校管理に関する事務の適正な処理、施設の管理・充実の諸条件などについて情報交換をするため、総務課、学事課、教職員課、保健体育課の職員で計画的に行う学校訪問。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
N P O 人材の活用学校数 (上：小学校、 下：中学校)	— —	30 10	63 12	68 17	69 17	71 23	79 23	90 30
教員の校務用コンピュータ整備率（併用型含む）	18%	22%	81%	81.3%	85.6%	85.6%	87.4%	100%
教員の勤務負担に関する委員会の対応（勤務による負担が減少したと感じる教員の割合）	—	—	—	検討及び実施準備	10.4%	15.7%	16.9%	50%
学校問題解決支援体制の整備	—	調査検討	調査検討	検討準備	整備	—	—	整備
主な事業	○N P O「ちば教育夢工房」による教育の支援 学校への人的支援を担うN P O「ちば教育夢工房」による、児童生徒への学校支援等を通して、円滑な学校運営を推進します。 ○校務のI T 化の推進 校務の効率化による教員の負担軽減等のため、すべての教員が一人一台のコンピュータを校務に活用できる環境を整備する等、情報セキュリティの確保を図りつつ、校務のI T 化を積極的に推進します。 ○教職員の勤務負担軽減 学校現場における教職員の勤務実態を調査し、勤務負担軽減のための検討を行い、具体的方策を探ります。							

(4)教職員の人事管理の適正化

①教職員の人事評価制度の実施

教職員の資質能力および職務に対する意欲の向上を図り、学校の教育力を高めるとともに、活力があり信頼される学校づくりを目指します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
全市立学校長を対象とした目標申告に関する面接の実施	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
主な事業	○目標申告制度の充実と業績評価の検討 教職員が年度目標を設定し、一人一人の自主性と自己統制に基づいて目標を達成する「目標申告制度」を充実させるとともに、教職員の能力と業績を適正に評価し人事・給与等の人事管理の基礎として活用する人事システムの導入に向け検討します。							

②教職員表彰制度の実施

研究実績や教育実践に基づく顕彰により、優秀で多様な能力を持った教職員の育成を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
教育研究奨励賞 受賞者累計数	994	1,019	1,044	1,069	1,094	1,119	1,144	1,169
主な事業	○教育研究奨励賞による顕彰 各教科等における研究実践活動が特に顕著な教職員を表彰し、全教職員の研究奨励を図ります。							

施策展開の方向1ー7 多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層進める

1 概要

- 発達障害を含む障害のある子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援体制を整備することにより、一人一人の子どもに、自立と社会参加の力を身に付けさせていきます。
- 外国人児童生徒や海外帰国児童生徒の増加が予想されるなかで、こうした子どもの教育環境を一層整備するとともに、不登校児童生徒等の学びの機会を充実させていきます。

2 成果指標

(1)特別支援教育の推進¹⁹

①特別支援教育サポート体制の整備

L D²⁰、A D H D²¹、高機能自閉症²²等の発達障害を含めた障害のある児童生徒に対する特別支援教育の支援体制の整備を推進します。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
指導員配置により、学習の取り組み状況や生活面が改善した児童生徒の割合	70%	75%	75%	75.5%	72%	70%	79%	85%

¹⁹ 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

²⁰ 「Learning Disabilities（学習障害）」の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

²¹ 「Attention・Deficit / Hyperactivity Disorder（注意欠陥/多動性障害）」の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、および/または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

²² 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学校訪問相談員が訪問した学校数	70	70	70	70	71	77	82	依頼を受けた全学校に訪問
教育相談を受けるまでの時間数	—	—	—	20.5 日	17.4 日	19.2 日	23.1 日	2 週間
特別支援教育の研修講座の内容に対する受講者の満足度	97%	97%	96%	96%	96%	97%	97%	97%
主な事業	○特別支援教育指導員の配置 緊急に対応が必要なＡＤＨＤ児等が在籍する学校に対して、特別支援教育指導員を配置し、子どもの学習や生活の状況の改善を図るとともに、校内支援体制整備の推進を支援します。 指導員希望が26年度には前期後期あわせて138ケースに増加していることから、指導員の充実を図るとともに、ケース会議を開催し学校訪問相談員と連携した対応を進めます。 ○学校訪問相談員の派遣 ＬＤやＡＤＨＤ、高機能自閉症等のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校訪問相談員を派遣し、学校や担当教師への指導助言を行います。 ○特別支援に関する教育相談 来所相談や学校訪問相談、電話相談、医療相談、グループ活動などを通して、障害等のある幼児・児童生徒および保護者、教職員等に対して教育相談を行います。 また、ＬＤ等通級指導教室²³との連携および支援のほか、教育センターや療育センター、教育委員会指導課、市内特別支援学校等との連絡会を実施し、教育相談活動のさらなる充実・推進を図ります。							

②体験活動を通じた社会性の伸長

就労体験や宿泊体験活動を通じて、障害のある児童生徒の社会性をはぐくみ、コミュニケーション能力の向上を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27年度)
長柄ハッピーキャンプに参加した後、学校や家庭において良い変容が見られる割合 ²⁴	50%	60%	65%	73%	75%	65%	71%	80%
主な事業	○長柄ハッピーキャンプの実施 養護教育センターでのグループ活動参加児童及びＬＤ等通級指導教室通級児童を対象に少年自然の家で集団宿泊体験を行い、社会性とコミュニケーション能力を向上させ、通常学級での適応力を向上させます。活動内容の充実と、児童の原籍校との連携強化を進めます。							

²³ 小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科などの指導は学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を特別な場で行う特別支援教育の形態。

²⁴ 参加者全員に対して、生活上の自立や対人関係・社会性等に関する内容について、担任や担当指導主事が、児童や保護者による事前・事後のアンケートや児童の学校生活の様子等から、明らかな改善が見られたと判断した児童の割合。

③特別支援学校の整備・充実

「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受け、高等特別支援学校の設置や市内の特別支援学校の再編など、整備充実に向けた検討を行います。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
高等特別支援学校の設置 ²⁵	—	調査検討	調査検討	設置に向け協議	設置準備の完了	開校	施設・教育内容の充実・整備	施設・教育内容の充実・整備
主な事業	○高等特別支援学校の設置 生徒が社会自立・職業自立していけるように市立の高等特別支援学校の施設、教育内容の充実に努めます。							

(2)不登校児童生徒への支援の充実

①学校復帰への支援

適応指導教室²⁶等における個に応じた指導により、学校生活復帰に向けた支援を行います。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
不登校児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合 (上：小学生、下：中学生)	24.1% 29.2%	25% 30%	25% 30%	30% 32%	23.7% 40.2%	37.6% 32.3%	8 月 公表	30% 35%
適応指導教室での活動により学校復帰できた児童生徒の割合	62%	56%	63%	86%	53%	67%	68%	75%
教育センターでのグループカウンセリング活動に参加した児童生徒のうち、学校復帰に向けた改善が図られ、教育相談指導教室に入級できた児童生徒の割合	39%	38%	44%	55%	48%	58%	51%	50%

²⁵ 「特別支援学校」は、障害の重複化や多様化を踏まえた、障害種別にとらわれない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

「特別支援学級」は、障害に応じた教科指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を行う学級の設置形態のこと。

²⁶ 不登校状態の児童生徒を対象に、一時的な居場所を確保するための施設であり、最終的には学校生活への復帰を支援することを目的にしている。教育センターと連携して、人間関係や集団生活への適応を支援する。

主な事業	○適応指導教室の設置および運営・管理 不登校児童生徒の一時的な居場所として「適応指導教室（ライトポート）」を設置し、少人数による集団活動や体験活動を行い、社会性・協調性を育成するとともに、学習の支援を行い、学校生活への復帰を図ります。 ○不登校やいじめに関する教育相談の実施 不登校やいじめ等教育全般にわたる悩みを持つ保護者や児童生徒・教師等の相談に応じます。 ・教育相談ダイヤル 24 ・教育センターの電話相談、来所相談（個別相談・医療相談・グループカウンセリング活動）、家庭訪問相談 また、各相談機関との連携を図り、相談活動の一元化については、各課等で専門性を生かして取り組んでいます。
------	---

(3)国際化への対応

①外国人児童生徒の学びへの支援

帰国・外国人児童生徒の適応指導と特性を伸長させるための指導の充実を図ります。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている児童生徒の割合	98%	98%	98%	98%	98%	98%	97%	同水準を維持※
※外国人児童生徒の話す言語により、指導が困難なものも存在するため、100%とすることが困難。								
主な事業	○外国人児童指導教室の設置²⁷ 帰国・外国人児童生徒教育を円滑に進めるため、外国人児童指導教室を設置し、必要な備品や消耗品を整備します。 ○日本語指導通級教室の設置 日本語を母語としない外国人等生徒が無理なく在籍校の授業に参加できるように、学習言語としての日本語指導や教科の補習を行います。							

(4)教育の機会均等を図るための支援の充実

①各種就学支援

経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援を行います。

項目	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標値 (27 年度)
入学説明会等において就学援助制度に関する保護者への説明を実施する学校	全小・中で実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	全小・中で実施
主な事業	○就学援助 教育の機会均等の理念に基づき、経済的な理由により就学が困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対し、就学援助を実施します。（学用品費、修学旅行費、給食費などを支給）							

²⁷ 日本語の習得が不十分な帰国・外国人児童生徒の日本語指導カリキュラムを作成し、決められた時間に専任教員が指導する教室。

②学びの機会の提供

学校に行けない児童生徒に対して、学習の機会を提供します。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
不登校児童生徒が いる学校で「ＩＴ等 を活用した学習」を 活用している割合 ²⁸	—	15%	34%	37%	29%	36%	37%	50%
主な事業	○「ＩＴ等を活用した学習」の実施 不登校児童生徒の「ＩＴ等を活用した学習」による教科学習を支援します。							

施策展開の方向1－8 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする

1 概要

- 学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を踏まえ、互いの連携を下に、地域特性等を生かした特色ある学校づくりが一層進められるよう、学校評価等による学校改善に向けたシステムづくりを進めます。
- 学校教育のさらなる充実に向け、地域の教育的資源と力を取り込む仕組みづくりを進めるなど、学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもの成長をサポートする体制を構築していきます。

2 成果指標

(1)学校・家庭・地域・行政の連携による取り組みの推進

①学校改善システムの構築

学校が自校の課題を的確に捉え、目標を明確にした上で、学校教育を展開し評価することにより、教育活動の改善を図ります。

また、自己評価、学校関係者評価等を通して、その結果の公表や説明責任を果たす開かれた学校づくりを進めます。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
学校関係者評価を実施している 学校の割合 ²⁹	94%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

²⁸ パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。学習者は、時間的、空間的制約を越えて、インターネット上で教材などを取得しながら学習する。

²⁹ 学校の自己評価結果について、保護者や地域住民などの学校関係者が、教育活動の観察や意見交換を通じて評価することを基本として行う評価。

主な事業	○学校評価の実施 各学校において自己評価、学校関係者評価を実施し、学校ホームページ等で公表するとともに、学校改善に生かします。
------	--

②教育情報の発信

教育上の課題等を学校・家庭・地域・行政が共通認識し、連携して対応するため、教育情報紙やホームページを通じて、本市の教育施策や各学校の情報を積極的に提供します。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
学校ホームページを定期的更新している学校の割合	96%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
主な事業	○学校情報の発信 学校ホームページ等により、学校の経営方針や教育内容など、学校の情報を積極的に発信します。							

③学校・家庭・地域・行政による連携システムの構築

学校教育の充実に向け、学校と家庭、地域が連携して取り組めるよう、行政が中心となって相互の連携に向けたシステムづくりを進めます。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
NPO人材の活用 学校数（上：小学校、下：中学校）	—	30 10	63 12	68 17	69 17	71 23	79 23	90 30
主な事業	○地域ぐるみの学校安全体制の整備 年度ごとに地域（1中学校区）を指定し、地域との連携の中、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。 ○NPO「ちば教育夢工房」による支援の推進 学校への人的支援を担うNPO「ちば教育夢工房」による児童生徒への学習支援等を通して、円滑な学校運営を推進します。							

平成26年度の評価および今後の課題に対する対応方針

1 施策展開の方向1-1 わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる

(1)学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の推進(P21)

- 小・中学校学習指導要領の一層の円滑な実施のため、教育課程研究協議会の開催、各教科等主任研修会等の開催などにより、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成について、周知徹底に努めた。

- 現在、学校の教育活動の支援のために少人数指導の配置を要望する学校が急増しており、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ることや、教育活動の支援のため、非常勤講師を小学3年生で児童数36～38人の学年に配置することに加え、新たに特別な支援が必要な学校へ効果的に配置し、よりきめ細かな指導を今後も行っていく。

(2) 学びを深め、広げる教育の推進(P23)

- 情報モラルに関する指導は、児童生徒の発達段階に応じた学習項目に位置づけられており、すべての学校が取組を進めている。
- 理科学習に意欲的に取り組む児童生徒の育成のため、科学館の団体利用のプログラムを市内校長、教諭とともに検討を行うとともに、プラネタリウム活用の手引きを作成した。投影機器の更新に伴い各小学校からの風景を用いた投影を進めるなど、学校の利用促進を図っている。
- 千葉県図書館ホームページに「こどものページ」を開設しており、図書館利用や資料情報検索が分かりやすく、使いやすくなるよう努めている。また、学校とも連携を図り、子どもたち一人一人の調べ学習や読書活動について、レファレンスや支援を行っている。
- 児童生徒の日頃の学習成果発表の機会を多く設け、学習意欲の向上を図った。

2 施策展開の方向1ー2 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ

(1) 命を大切にする心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進(P25)

- 体験活動については、小学校5年生で移動教室（3日）、小学校6年生で農山村留学（3～4日）、中学校2年生で自然教室（4日）を行うなど、推進している。こうした体験活動による効果測定の結果からは、社会性の向上、意欲や達成感が高まること等が確認されている。特に、長野県での農山村留学においては、実施1か月前と1か月後の意識調査を行い、「目上の人に自分の思いが伝えられる」「友達の意見を聞き、よいものを取り入れる」「自分勝手やわがままを言わずにやり通す」といった点が向上している。
- 道徳教育用教材を作成し、学校・家庭・地域が一体となって教育にかかわる指導の充実を図っている。
- 全中学校及び拠点小学校等6か所にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みの解消・軽減を図り、保護者、教職員等への助言・援助を行った。

(2) 夢や希望をはぐくむ教育の推進(P28)

- 生徒の勤労観、職業観を育て、社会的・職業的自立を目指すため、中学校における職場体験を推進している。着実に取り組みは定着しつつあるが、地域住民や事業所等に対する広報活動などにより、職場体験の受入先について、一層の連携協力を推進していく。また、「キャリア教育推進会議」において、諸課題の解決を今後も図っていく。

(3) 豊かな情操をはぐくむ教育の推進(P30)

- 学校図書館指導員による「読み聞かせ」「ブックトーク」「読書相談」「朝読書」等の積極的な支援を通じ、「児童生徒の2週間の読書量」は、引き続き良好である。
- 小中学校では、授業やイベントを通して感性や情緒をはぐくむためのさまざまな読書活動を行っている。
- 次代を担う子どもの文化芸術体験事業では、オーケストラ（1校）、演劇（3校）、合唱（2校）、児童劇（1校）、音楽劇（1校）、バレエ（1校）、邦楽（1校）、計10校で公演を実施した。

3 施策展開の方向1－3 体力を高め、健康な体をはぐくむ

(1) 体力向上の推進(P32)

- 新体力テストの結果は、概ね良好な状況にあるが、シャトルラン等の特定の種目で課題がみられたことから、運動習慣等を含む実態把握を再度行い、子どもの体力向上を図る取組を一層推進していく。
- 運動部活動指導者派遣事業や運動部活動指導の工夫・改善支援事業において、外部指導者を必要とする学校に対応した。
- 中学校運動部活動における体罰が社会問題となっていることから、各学校に送付した「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省スポーツ・青少年局長平成25年6月7日通知）をもとに、研修会等で、適切な運動部活動の推進や体罰の禁止等について、周知徹底を図った。

(2) 健やかな体の育成(P32)

- 学校において、アレルギー疾患のある児童生徒のうち、アナフィラキシーを発症する可能性のある児童生徒に対して、適切な対応が行えるよう、消防局及び医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、保護者、学校医等との相談や研修会を実施した。
- 口腔衛生指導及び歯と口の健康づくり啓発事業を引き続き実施した。

4 施策展開の方向1－4 家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす

(1) 家庭の役割と機能を再確認するための方策推進(P34)

- 小中台及び真砂地区で活動する「家庭教育支援チーム」が、地域における家庭教育支援の充実を図るため、子育て講座や相談活動を実施し、家庭教育の支援を行った。
- 各区の公民館で「子育てサロン」を開催し、子育て相談・交流や仲間づくりの支援活動の充実を図っている。
- 複雑多様化する子育てに関する悩みや不安に的確に対応できるよう、引き続き子育てサポーター研修会を実施するとともに、内容の充実に努めていく。

(2) 地域の教育力を活用した家庭・学校への支援の充実(P34)

- 放課後子ども教室については、運営を担う地域協力者の高齢化や人材不足が大きな課

題となっていることを踏まえ、平成 26 年度は、コーディネーターの複数配置や相談体制の整備、事例発表会の実施など新たな支援策を講じたが、目に見えての成果を出すには複数年、必要と考える。今後は、既存の支援策を継続しつつ、新たな支援策として民間企業や大学、NPO 等の地域の団体の協力を得ながら、各子ども教室に支援プログラムを提供する等、地域協力者の負担軽減にも考慮した、一層の活動支援に取り組んでいく。

また、国が新たに定めた「放課後総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と子どもルームの更なる連携強化について子ども未来局と検討を進めるとともに、市としての総合的な放課後支援策についても関係部局と検討を進めていく。

- 学校セーフティウォッチャーの登録数は 26,800 人を超え、平成 26 年度の目標値を上回った。さらに、登録数を増やすとともに、児童・生徒に係る防犯情報や効果的な見守り活動のあり方などを内容とした講習会（3 回）を充実させていく。
- 学校・家庭・地域連携によるまちづくりの推進では、児童生徒や地域関係者の多数の参加により、「地域花いっぱい運動」「地域清掃」等に取り組んだ。

5 施策展開の方向1ー5 こどもの学びを支える教育環境を整える

(1) 学校施設等の整備・充実(P36)

- 校内 LAN の整備、各学校の図書室へのコンピュータ整備により、児童生徒 9.5 人に 1 台のコンピュータが整備され、各学校の特別教室を含むすべての教室でコンピュータ機器を活用した授業を実施することが可能となった。
- セキュリティが確保された安全な環境の中で、成績処理や通知表・指導要録等の校務処理がシステム化されるなど、校務の効率化が図られ、教職員が児童生徒に向き合う時間がより確保される環境が整い、システムの活用が促進している。
- 電子黒板及び大型デジタルテレビについては、すべての学校が授業で活用し、児童生徒のノートを書画カメラで取り込んで、その上に電子ペンで書き込み、拡大して提示するといった機能を利用している。また、各学校の教育メディア主任を対象とした研修を実施し、授業での活用、わかる授業づくりに努めている。なお、コンピュータや電子黒板等の効果的な活用のために、夏の専門研修講座や出前講座を実施し、教職員が広く研修に参加できるよう配慮している。
- 学校施設の危険箇所については、教育委員会および学校によって、不断の注意をもって把握に努めているところである。

(2) 教育環境の改善と特色ある学校づくりの推進(P37)

- 小規模化への対応では、平成 27 年度に幸町小学校と花見川中学校の 2 校の統合新設校を開設した。また、平成 29 年度には、花見川第一小・第二小の統合校を開校予定である。

(3) 学びの連続性を重視した教育の推進(P37)

- 「小中が連携した生きる力を育む指導の工夫」について研究を行った。
- 改訂された小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針に盛り込まれている幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、12の小学校を指定して、幼・保・小の連携や相互理解を深める事業について、研究を行った。

6 施策展開の方向1ー6 意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、教職員が職務に専念できる体制を整備する。

(1) 信頼される教職員の確保(P38)

- ちば！教職たまごプロジェクト～教職インターンシップ～により、小学校99校に155人、中学校16校に23人、特別支援学校3校に24人のインターンシップ研修生を派遣し、将来の教員としての資質を高めるようにした。
- 中学校における免許外教科担任の解消を図るために、12校5教科分として非常勤講師を14人（延べ23人）配置した。

(2) 教職員の資質・指導力の向上(P39)

- 教員の資質向上のため、教育センター・養護教育センターにおける各種研修の充実に努めた（夜間講座、出前講座など）。
- 教育センターの専門研修は、66講座を開設し、約3,500（出前・夜間講座約2,200人を除く）人の教職員が研修に取り組んだ。また、10校の教育委員会研究指定校の公開研究会において成果を学ぶことにより、各学校の教育活動の改善に生かし、資質能力（指導力）の向上を図った。
- 実施しているすべての基本研修・専門研修においてアンケートを取り、研修効果の測定を行うとともに、内容の改善や研修後の人材の活用に生かしている。

(3) 教職員への支援体制の充実(P40)

- NPOちば教育夢工房への委託により「子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業」を進めた。また、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりを一層推進することが必要であることから、退職教員や学生、経験豊かな社会人等の人材を学校の要望に応じて134人の学校支援員を配置した。今後も、引き続き施策の充実に図っていく。
- 小中学校の教職員を対象としたメンタルヘルス研修会、スクールカウンセラー等の学校への巡回訪問、メンタルサポート委員会の開催により、教職員のメンタルヘルス向上を図った。
- 学校現場において、校務分掌の適正化や調査照会の削減など、具体的な解決策について検討を進め、多忙化の軽減を図っている。

- 教育委員会内設置の行事委員会で、教育委員会が主催する行事全体についての見直しを行っている。

(4) 教職員の人事管理の適正化(P41)

- 教職員の目標申告制度の充実を図っている。また、教職員の能力と実績を適正に評価し、人事・給与等の人事管理の基礎として活用する新しい人事システムの導入に向け検討していく。
- 教職員の資質・力量の向上が求められている中、優秀な教職員を表彰することにより、他の教職員の励みとするとともに、教職員研修の充実に努めていく。

7 施策展開の方向1ー7 多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層進める

(1) 特別支援教育の推進(P42)

- 通常の学級に在籍し、緊急な対応を要するADHD児等が在籍する学校に対して、前期35人、後期35人の特別支援教育指導員を配置し、子どもの学習や生活状況の改善及び校内支援体制の整備支援を行った。また、学校訪問相談員を82校に293回派遣した。こうしたことにより、多くの対象児童生徒に学習・行動面で顕著な改善がみられている。

(2) 不登校児童生徒への支援の充実(P44)

- 不登校児童生徒対策を支援し、学校への復帰を図るために教育センターの家庭訪問相談員、電話や来所による相談などを行っている。また、適応指導教室(「ライトポート」)、教育相談指導教室を設置している。
- 生徒指導調査研究委員会において不登校傾向に対する対応方策をまとめた提言(報告書)を活用し、各学校におけるケースに応じた適切な初期対応等の取り組みに役立てている。

(3) 国際化への対応(P45)

- 外国人児童指導教室を2か所設置するとともに、外国人児童生徒指導協力員を11人派遣し、111校(345人)の対象児童生徒を支援した。

(4) 教育の機会均等を図るための支援の充実(P45)

- 日本語指導が必要な外国人中学校生徒に対して、日本語で授業に参加できる力を育成する日本語指導通級教室を開設した。
- 不登校児童生徒がいる学校で「IT等を活用した学習」の活用を促進した。

8 施策展開の方向1ー8 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携による取り組みの推進(P46)

- ホームページへの学校評価の掲載を推進し、46.7%の学校が学校評価の公表に努めている。
- 学校ホームページによる学校情報の発信については、定期的な更新がすべての学校で実施された。(年3回以上の更新校数は100%)